

尼崎市要保護・要支援児童等居場所支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

尼崎市要保護・要支援児童等居場所支援事業業務（以下「本業務」という。）

2 事業目的

要保護・要支援児童等のうち、家庭や学校に居場所がない主に学齢期以降の児童に居場所を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供のほか、家庭訪問による生活状況の把握を通じて、関係機関と連携しながら児童とその家庭を支援することを目的とする。

3 委託期間

令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

ただし、契約の履行状況が良好な場合、かつ、本事業の関係予算が本市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、令和9年3月31日までの間、年度単位で委託契約の更新を行う可能性がある。

4 業務委託料

J R神戸線を境界に、本市内の北部及び南部地域に各1拠点（計2拠点）で募集する。

なお、両地域とも受託可能な場合に限り、両地域に応募可能とする。（ただし、各地域ごと
に選定を行うため、必ず両地域で受託できるとは限らない。）

(1) 1拠点当たりの提案上限額（提案上限額を超える提案は一切受け付けない。）

基本額 9,510,750円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を基本額に加算した額を提案上限額とする。

区分	加算額（消費税及び地方消費税を含む。）
8-(1)エに定める心理療法担当職員を配置する場合	1,721,250円
本事業実施施設に係る賃借料（委託期間に係るものに限る。）が生じる場合（※1）	当該賃借料 （ただし、2,250,000円を上限とする。）

また、(2)に基づき契約更新する場合の各年度における提案上限額は次のとおりとする。

基本額 12,681,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を基本額に加算した額を提案上限額とします。

区分	加算額（消費税及び地方消費税を含む。）
8-(1)エに定める心理療法担当職員を配置する場合	2,295,000円
本事業実施施設に係る賃借料（委託期間に係るものに限る。）が生じる場合（※1）	当該賃借料 （ただし、3,000,000円を上限とする。）

なお、(2)に定めるとおり、承認された予算の範囲内において契約更新を行うことから、上記の契約更新する場合の各年度の提案上限額を保証するものではない。

(2) 対象経費

業務委託料には次に掲げるものを含むものとする。ただし、本業務とは別の補助等を受けて実施している事業で当該補助等により賄われている費用については、本業務の経費として重複して計上することはできない。また、自動車等、資産価値が各年度の委託期間終了後も残存する物の購入は業務委託料の対象外とする。

ア 本業務に係る職員の給料及び職員手当等

イ 本業務に係る職員の旅費や児童の送迎等にかかる費用（燃料費含む。）

ウ 本事業実施施設に係る賃借料（各年度の委託期間に係るものに限る。）（※1）

エ 本業務の運営に係る費用（会場費、消耗品費、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、通信運搬費、光熱水費、印刷製本費、食糧費、保険料並びに使用料及び賃借料など。）

（※1）本事業実施施設に係る賃借料の算定は、以下の例を参照のうえ積算すること。なお、年間賃借料は、各年度における委託期間に係るものに限るものとする。

例1) A室とB室の2室で構成される施設において、A室（60㎡）を「本業務」として使用し、B室（40㎡）を「その他の事業の専用室」として使用しており、当該施設の年間賃借料が1,000千円の場合

【算出方法】

$1,000 \text{ 千円 (年間賃借料)} \times 60 \text{ ㎡ (本業務専用室)} \div 100 \text{ ㎡ (施設全体の面積)} = 600 \text{ 千円 (対象経費)}$

例2) A室のみで構成される施設において、本業務の開所時間中は、「本業務の専用室」として使用（年間合計1,000時間）しているが、開所時間外において「その他の事業の専用室」として使用（年間合計250時間）しており、当該施設の年間賃借料が1,000千円の場合

【算出方法】

$1,000 \text{ 千円 (年間賃借料)} \times 1,000 \text{ 時間 (本業務の使用時間)} \div 1,250 \text{ 時間 (施設全体の使用時間)} = 800 \text{ 千円 (対象経費)}$

5 本事業の対象者

本事業の対象者は、本市内に居住し、本市からの案内により本事業に申し込みのあった世帯で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の支援対象児童として登録されている主に学齢期以降の児童が属する世帯で、本事業の利用を保護者及び児童が希望する世帯
- (2) その他本事業の利用の必要があると本市が認めた世帯

6 委託業務内容

受託者は、次に掲げる支援業務等を実施するものとする。

(1) 包括的な居場所支援業務

受託者は、本事業を利用する児童（以下「事業利用児童」という。）に対して、支援計画に基づき、次に掲げる支援業務のうち必要な業務を実施する。

ア 安全・安心な居場所の提供

受託者は、事業利用児童の実態（成長やこころとからだの状態）を踏まえた支援を心がけ、児童が安全・安心と感ずることが出来る居場所を提供する。

イ 生活習慣の形成

受託者は、事業利用児童の年齢や実態（成長やこころとからだの状態）に応じた生活する力を身に付けるため、挨拶、片付け、手洗い及びうがい等の健康習慣の習慣づけ並びに日用品の使い方に関する助言等の生活習慣の形成に向けた支援を実施する。

なお、すべての事業利用児童への入浴支援は求めないが、事業利用児童のうち自宅で入浴できていないと考えられる場合又は長期休暇中の利用時など、長時間の居場所利用により汗をかいて入浴することが望ましいと判断した場合などには、シャワー等による入浴支援ができれば望ましい。

ウ 学習の支援

事業利用者世帯においては、家庭での学習時間が確保できないことや学習面のサポートが難しい場合が想定されるため、受託者は、事業利用児童に対して宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、個人の学習能力に合わせたサポート及び運動能力の向上に向けたサポート等を実施する。

エ 食事の提供

事業利用児童においては、家庭で十分な食事が摂れていない場合も想定されるため、受託者は、事業利用児童の身体の状態を考慮しつつ適切な食事の提供を行うほか、適宜おやつ等の提供等を行う。なお、食事の提供については、次に掲げる事項に留意のこと。

(ア) 食事の提供に当たっては、食育や栄養の観点に配慮するとともに、事業利用児童のアレルギーの有無の確認と対策並びに衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。

(イ) 提供する食事は、必ず事業の実施場所で調理された食事であることを要しない。

(ウ) 居場所において食事の提供を含めた各種支援を包括的に提供することを目的とした事業であるため、宅食による食事の提供は認めない。

(エ) その他、食事の提供に際しては「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月30日付け雇児保発 0330 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を参照すること。

オ 課外活動の提供

様々な学びのほか、多様な体験活動及び外遊びの機会に接することは、人との出会いや自己肯定感・自己有用感を高めるなど、社会で生き抜く力を得るための糧となることが期待されることから、受託者は、調理実習、農業体験、地域住民と接する機会や地域のイベント、ボランティア、職業体験、スポーツ活動、年中行事の体験や学校訪問等の課外活動を実施する。

カ 送迎支援（学校、その他の場所と本事業の実施場所との間の送迎支援）

受託者は、事業利用者世帯の自宅や学校から居場所までの距離が離れている等の原因によって、送迎を必要とする事業利用児童に対して、安全確保に留意した送迎支援を実施する。

なお、送迎支援については事業開始前に事業利用者世帯と協議を行ったうえで決定するが、原則、事業実施場所の校区外に居住する事業利用児童に対して送迎支援を行う。ただし、事業実施場所の校区内に居住する事業利用児童であっても、事業利用者世帯の状況に応じ、送迎支援を必要とする場合があるため留意のこと。

(2) 家庭訪問や面談等による家庭環境の把握及び保護者への相談支援業務等

受託者は、事業利用者世帯に対して、必要に応じて、送迎支援等の機会を活用して家庭訪問や面談等を実施し、家庭環境の把握に努めるとともに、保護者への相談支援を実施し、保護者に対する情報提供及び助言・指導を実施する。

また、受託者は、本事業の利用開始後にひきこもり等の理由により利用が中断した事業利用児童に対して、本市と協働して家庭訪問を実施する等、本事業の居場所支援等につなぐための支援を実施する。

(3) 支援計画案の作成等

受託者は、本市と連携のうえ、事業利用児童に係る支援内容の詳細をまとめた支援計画案を作成するとともに、定期的に事業利用者児童及びその保護者の把握並びに支援の実施状況についてモニタリングを実施し、本市と協議の場を持つものとする。

(4) 関係機関との連携

受託者は、事業利用者世帯の関係機関（学校、医療機関、民生委員・児童委員、地域団体等）と日常的に連携を行い、本事業の趣旨や各機関が把握している子どもの情報が共有されやすい関係の構築を行うとともに、これらを活用しながら支援業務等を行う。

7 本事業実施場所、本事業実施施設及び設備等

6-(1)に記載の「包括的な居場所支援業務」を実施するための本事業実施場所、本事業実施施設及び実施設備については、次のとおりとする。

(1) 本事業実施場所

本事業の実施場所は、JR神戸線を境界に、本市内の北部地域及び南部地域に各々1か所とし、事業利用児童の保護者による送迎の利便性などを考慮した場所とする。

(2) 事業実施施設及び設備

ア 自己所有、賃貸物件等を問わない。

イ 1日概ね20人程度の事業利用児童に支援を提供することに支障がない広さを有する安全面・衛生面に配慮した施設とすること。

ウ 開所時間に事業利用児童が集まることができる専用のスペース（最低でも2.47㎡×20人の49.4㎡以上）、キッチン、便所、洗面所のほか、6-(1)の業務を適切に行うために必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、学習スペース、浴室等の設備を設けることが望ましい。

8 事業実施体制

(1) 職員配置

本業務の実施に当たっては、次に掲げる事項のうち、ア、イ及びウの職員を必置とし、受託者の特色に応じて、エの職員を配置すること。（なお、ア、イ及びウの職員が、エの職員を兼ねても問題ないが、その場合、エの職員の職務を確実にこなせる体制とすること。）

また、職員の1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士又は精神保健福祉士のいずれかの資格若しくは教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者、児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又はエの心理療法担当職員に該当する者を置くこと。

なお、ア、イ及びウの職員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、事業利用者世帯や関係機関との信頼関係の構築に努めること。

加えて、人員配置に当たっては、事業利用児童5人につき1人以上の職員を目安に配置することとし、事業利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。ただし、事業利用児童が5人未満の場合で、職員のうち1人を除いた者が同一敷地内にあるほかの事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。（なお、この段落でいう「職員」とは、本事業実施施設内で直接事業利用児童の処遇に当たっている者をいう。）

ア 管理者

(ア) 要件

児童福祉事業又はそれに類する事業に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの

(イ) 職務内容

運営に関わる管理、支援員等の指導・調整、本市の本事業担当者や児童ケースワーカーとの連携、他機関との連携、事業利用者世帯への支援に向けたアセスメントに基づいた支援計画案の作成等を行う。

イ 支援員

(ア) 要件

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、子どもに対して適切な生活支援等ができるもの

(イ) 職務内容

事業利用児童やその保護者に適切な支援等を行う。

ウ ソーシャルワーク専門職員

(ア) 要件

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画案の作成や要対協等の関係機関との会議への出席など、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

(1) 職務内容

事業利用児童やその保護者を対象にソーシャルワークの支援等を行う。具体的には、学校、要対協等の関係機関における会議への出席や他機関との連携・調整を行うほか、児童の家庭への訪問を含めた支援として、事業利用児童や保護者へのアセスメント等の支援はもとより、必要に応じて、家庭訪問による家庭環境の把握や保護者への相談支援を実施する。また、居場所における事業利用児童に必要な支援を行う。

エ 心理療法担当職員

(ア) 要件

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する 1 年以上の経験を有するもの

(1) 職務内容

心理的支援が必要な事業利用児童に対するメンタルケア等の支援を行う。

(2) 職員の配置要件

次のいずれにも該当しない者とする。

ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 35 条の 5 各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(3) 職員研修等の実施による職員の質の維持・向上等

職員の配置に当たっては、受託者内でのスーパービジョンや相談体制の確保、研修の実施等により、本業務に従事する職員の質の担保及び向上を図ること。

9 開所日数・開所時間

6-(1)の包括的な居場所支援業務を実施する居場所の開所日数及び開所時間は、年間の学校の授業の休業日や祝日、年末年始、事業利用者世帯の実情等を考慮した上で、原則として、次に掲げる(1)~(3)のとおりとする。

なお、6-(2)及び(3)の業務を実施する時間は、本市や事業利用者世帯の求めに応じて、次に掲げる(1)~(3)以外にも柔軟に対応するものとする。

(1) 開所日数

年間を通して週 3 日以上、開所する。

(2) 開所時間

ア 学校の授業の休業日（長期休暇期間、土・日・祝日等） 10時から18時

イ 学校の授業の休業日以外の日（平日） 学校の授業終了後から18時以降

(3) 支援頻度及び支援日

事業利用者世帯が本事業を利用する支援頻度及び支援日に関しては、上記の開所日数及び開所時間の範囲を上限とし、事業利用者世帯の支援ニーズに応じて柔軟に対応し、その内容を受託者は支援計画案に記載し、本市の承認を受けるものとする。

10 定員

1拠点当たりの利用の定員は1日概ね20人とする。

11 受託者の要件

(1) 本業務を受託する事業者は、次にア及びイのすべてを満たすものとする。

ア 本業務を確実に遂行できる事業者で、市内に本事業実施施設を有するもの

イ 次の(ア)～(コ)のいずれにも該当しない事業者

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する者

(イ) 本市の競争入札における指名停止措置を受けている者

(ウ) 本市内外の市税その他の歳入金等を滞納している者

(エ) 定款または規約若しくは会則がない、責任者が明確でない、適正な会計を行っていないなど、本市が委託契約を締結する事業者として適正ではない者

(オ) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体

(カ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対をすることを目的とした団体

(キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

(ク) 破産者で復権を得ない者

(ケ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当する者

(コ) 利用者の居宅で営利を目的とした活動を行う者

(2) 本市との契約締結後、受託者が(1)アに該当しなくなった場合又は(1)イ(ア)～(コ)のいずれかに該当することが判明した場合は、委託契約期間中であっても、本市は当該受託者との契約を取り消すことができるものとする。

12 その他の条件等

受託者が本業務を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 費用徴収の禁止

受託者は、本業務に係る費用を、事業利用者世帯等関係者から徴収してはならない。

(2) 業務管理者等の報告

受託者は、管理者を定めるとともに、業務遂行に必要な支援員、ソーシャルワーク専門職員及び心理療法担当職員等を含め、契約締結後7日以内に指定の様式により本市に報告すること。また、その内容に変更があった場合は、速やかに本市に報告すること。

(3) 個人情報の保護

ア 本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令等を遵守するとともに、尼崎市情報セキュリティポリシーに準拠した取り扱いを行うこと。

イ 受託者は、委託契約期間中及び委託契約期間終了後において、いかなる理由によっても業務上知り得た事項を他人に漏らし、又は、これを本業務以外に使用してはならない。また、受託期間終了後も同様とする。

(4) 再委託の制限

受託者が本業務の全部を第三者に委託することは禁止する。委託業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ本市に対して別途契約書で定める方法により再委託する業務の内容、再委託先、本市委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得ること。

(5) 他機関との情報共有

本仕様書に基づき受託者が作成し本市へ提出した関係書類等については、事業利用者世帯が同意する範囲内で、本市の関係部署及びその他関係機関と情報共有するものとする。

(6) 保険の加入

必ず本業務の実施に係る賠償責任保険等の必要な保険に加入すること。

(7) 健康管理

本業務を遂行するに当たり、手洗いやうがい、施設や備品の清掃や消毒などの日常の衛生管理に努めること。また、必要な医薬品等を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用すること。また感染症の発生状況についての情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて子どもの育ち支援センターや保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染防止に努めること。

(8) 衛生管理

食事の提供を実施する場合は、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和5年2月厚生労働省子ども家庭局長通知）「子ども食堂における衛生管理のポイント」（平成30年6月厚生労働省子ども家庭局長通知）等を参照し、保健所と相談・連携し、健康増進法（平成14年法律第103号）や食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、保健衛生に関する必要な届出があれば行うこと。

(9) 安全管理・事故等の対応

- ア 事業利用者世帯が安全・安心に居場所を利用できるよう、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の関係法令を踏まえて、子どもの居場所を管理・運営し、事故防止に努めること。
- イ 外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、防犯体制の確保を図ること。
- ウ 事件、事故及び災害等の発生時に迅速かつ確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努めること。
- エ 事業実施上の瑕疵により、事業利用者世帯その他第三者に損害を与えた場合は、自らの責任においてその損害を賠償すること。そのために必要な範囲で損害保険等の必要な保険に加入すること。
- オ 事業の実施中において、事故等が発生した場合は、直ちに関係機関、家庭への連絡、本市に報告するなどの必要な措置を講じること。賠償すべき事故の場合には、速やかに損害賠償を行うこと。本事業の契約時に保険の証書等の写しを提出すること。
- カ 事業利用児童の送迎時の安全を確保すること。帰宅時は確実に保護者へ事業利用児童を引き渡すこと。送迎をしない場合も、事業利用児童の来所や退所時の道中の安全にも留意すること。
- キ 災害や緊急事態の発生に備えて、具体的な計画及び緊急時対応マニュアルを作成し、定期的に訓練を行うなどして迅速に対応できるようにすること。本事業の契約時に本市に緊急時対応マニュアルを提出し、追加変更があった場合には、その都度提出すること。

(10) 苦情等の対応

受託者は、本事業の運営において保護者等から苦情等を受けた場合は、適切に誠意を持った対応に努め、解決を図ること。また、その処理状況を速やかに本市に報告すること。

1.3 業務委託料の支払条件

11 月（7～10 月分）、4 月（11 月～3 月分）の年 2 回払いとして、事業者から適法な請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

なお、契約の履行状況が良好な場合、かつ、本事業の関係予算が本市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、年度単位で委託契約の更新を行う可能性があるが、その場合は、8 月（4～7 月分）、12 月（8 月～11 月分）、4 月（12 月～3 月分）の年 3 回払いとして、事業者から適法な請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

1.4 契約保証金

尼崎市契約規則（昭和 41 年尼崎市規則第 9 号）第 31 条に基づき、契約締結の際は、契約保証金として当該契約金額の 100 分の 5 以上の納付、又は、履行保証保険契約の締結を行うこと。

15 その他

本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は本市と受託者の双方が協議して決定する。

以 上